

大阪市塾代助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、こどもたちが学力や学習意欲を向上させるとともに、個性や才能を伸ばす機会を提供することができるよう、また、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、学習塾等の学校外教育サービスの利用にかかる経費の助成（以下「塾代助成」という。）を行う「大阪市塾代助成事業」を実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は大阪市とする。ただし、事業の運営の一部を、適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者に委託して行うものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 塾代助成カード 大阪市が発行し、この要綱で定める学校外教育サービスの提供を受けるに際して1ヶ月あたり1万円分の利用ができるICチップを搭載した電子式証票をいう。
- (2) 学校外教育サービス 小学校・中学校学習指導要領にある学校の教育活動以外の場において提供される学習指導や文化・スポーツ活動の指導等の教育サービスをいう。
- (3) 生徒 中学校、特別支援学校中学部に通学する者及びそれらに準じると市長が認める者をいう。ただし、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者及び母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童養護施設又は児童自立支援施設に入所する者を除く。
- (4) 利用生徒 第4条及び第5条で定める要件を満たす者のうち、第7条第1項に規定する交付決定通知書を受けた者が利用する塾代助成カードにより、学校外教育サービスの提供を受ける生徒をいう。
- (5) 配偶者 申請者と婚姻の届出をしている者。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
- (6) 参画事業者 学校外教育サービスを継続的に提供している民間事業者で、本事業の目的に賛同し、第14条に定める要件を満たすもののうち、第16条第2項に規定する登録受理決定通知書を受けた民間事業者をいう。
- (7) 運営事業者 市長が本事業の円滑な運営にかかる事務の一部を委託された民間事業者をいう。

(助成の要件)

第 4 条 この要綱により塾代助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、次条に定める所得要件に該当するもの又は第 6 条に規定する申請書の提出を行った日時点における生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者とする。ただし、生活保護法第 63 条の規定による費用返還、または生活保護法第 78 条の規定による費用徴収の対象となった者で、次条に定める所得要件を欠く者は、助成資格を喪失する者として取り扱うことができる。

- (1) 本市の区域内に居住する生徒を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母（当該生徒に係る個人の未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であって、日本国内に住所を有するもの
- (2) 日本国内に住所を有しない父母等が指定する生徒と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該生徒と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該生徒を監護し、かつ、これと生計を同じくする者）のうち、当該生徒の生計を維持している者であって、日本国内に住所を有するもの（以下「父母指定者」という。）
- (3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない生徒を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの

(所得要件)

第 5 条 本事業の所得要件は、前条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者並びにその配偶者（ただし、当該生徒を養育する者）の前年の所得（1 月から 9 月までの月分については、前々年の所得）の合計が、それらの者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて定める額未満であることとする。

- 2 前項に規定する額は、同項に定める扶養親族等がないときは、284 万円とし、扶養親族等があるときは、284 万円に当該扶養親族等 1 人につき 38 万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 44 万円）を加算した額とする。
- 3 第 1 項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法に規定する総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に規定する条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の合計額から 8 万円を控除した額とする。
- 4 前項に規定する市町村民税において、次の各号に係る控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済掛金控除額に相当する額
- (2) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する控除 その控除の対象となった障害者 1 人につき 27 万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40 万円）
- (3) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する控除 27 万円（当該控除を受けた者が同条第 3 項に規定する寡婦である場合には、35 万円）
- (4) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する控除 27 万円

（交付申請）

第 6 条 塾代助成を希望する者は、「大阪市塾代助成カード交付申請書」（第 1 号様式）を運営事業者を通じて市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 第 4 条第 1 号に該当する者のうち、生徒と異なる住居に居住しているもの 「別居監護申立書」（第 2 号様式）
- (2) 第 4 条第 1 号に規定する未成年後見人 「塾代助成の受給資格に係る申立書（未成年後見人）」（第 4 号様式）及び生徒の戸籍抄本
- (3) 第 4 条第 2 号に該当するもの 「大阪市塾代助成事業父母指定者指定届」（第 5 号様式）
- (4) 第 4 条第 3 号に該当するもの 「監護・生計維持申立書」（第 3 号様式）又は「塾代助成の受給資格に係る申立書（その他）」（第 6 号様式）
- (5) その年（1 月から 9 月までの月分については、前年）の 1 月 1 日において本市に住所を有しなかった養育者並びにその配偶者 前年の所得（1 月から 9 月までの月分については、前々年の所得）における第 5 条に規定する所得の額等を明らかにすることができる書類

（交付決定及び塾代助成カード交付）

第 7 条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められた者に対して「大阪市塾代助成カード交付決定通知書」（第 7 号様式）により決定通知を行うとともに、塾代助成カードを交付する。なお、審査の結果不交付となる場合は、「大阪市塾代助成カード不交付決定通知書」（第 8 号様式）によりその旨を通知する。

- 2 塾代助成カードの紛失、盗難、き損等により再交付を申請する場合は、「大阪市塾代助成カード再交付申請書」（第 9 号様式）を運営事業者を通じて市長に提出しなければならない。

(認定の期間)

第 8 条 前条の規定により、本事業の対象者として認定する期間の始期は、認定を決定した日の属する月の翌月とし、終期は認定を決定した日の属する月により以下の各号のとおりとする。

- (1) 1 月及び 2 月に認定を決定した者 認定を決定した日の属する年の 3 月 31 日
- (2) 3 月から 8 月に認定を決定した者 認定を決定した日の属する年の 9 月 30 日
- (3) 9 月から 12 月に認定を決定した者 認定を決定した日の属する年の翌年の 3 月 31 日

(塾代助成カードの利用範囲)

第 9 条 塾代助成カードは、参画事業者の提供する学校外教育サービスを、第 7 条に規定する交付決定通知書に記載された利用生徒本人が受けた場合において、その対価の全部又は一部として利用することができる。ただし、教材・教具・備品・服装等の物品購入のみでの利用はできないものとする。

2 対象となる利用生徒ごとの 1 ヶ月あたりの塾代助成カードの利用上限額は 1 万円とする。ただし、7 月と 8 月分は、有効期間を 7 月から 8 月までの 2 ヶ月間とし、合わせて 2 万円を上限、12 月と 1 月分は、有効期間を 12 月から 1 月までの 2 ヶ月間とし、合わせて 2 万円を上限とする。

(交付申請事項の変更)

第 10 条 塾代助成カードの交付を受けた者は、第 6 条で申請した事項に変更が生じた場合、又は第 4 条及び第 5 条に規定する要件に該当しなくなった場合は、速やかに「大阪市塾代助成カード交付申請内容異動届」(第 10 号様式)を運営事業者を通じて市長に提出するものとする。

(塾代助成カードの不正利用の禁止)

第 11 条 塾代助成カードの交付を受けた者は塾代助成カードを交換、譲渡、売買並びに、偽りその他不正な行為により利用してはならない。

(助成資格の喪失等)

第 12 条 塾代助成カードの交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成要件を欠くと認められる期間において、助成を受けることができない。

- (1) 事実と異なる申請に基づいて交付を受けたとき。
- (2) 第 4 条及び第 5 条の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第 11 条の規定に反する利用があったとき。

2 塾代助成カードの交付を受けた者が、助成期間の全部または一部において前項に規定する事由に該当する場合は、その間の助成資格を喪失するものとし、「大阪市塾代助成力

ード交付決定取消通知書」(第 11 号様式)又は「大阪市塾代助成カード交付決定変更通知書」(第 12 号様式)により通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、交付を受けた塾代助成カードを返還しなければならない。

(返還等)

第 13 条 塾代助成カードの交付を受けた者が、前条による助成を受けることができない期間において学校外教育サービスを利用し、本市が参画事業者既に第 23 条第 5 項によるその学校外教育サービスの支払いを行っていた場合、当該者はその支払額の全部又は一部を返還しなければならない。

2 塾代助成カードの交付を受けている者が、前項の規定による返還をしないとき、利用停止措置を講ずることができるものとする。

(参画事業者の要件)

第 14 条 参画事業者は、本市及び別表に定める市町村区域内(以下「本市等の区域内」という。)で中学生を対象とするプログラムの学校外教育サービスを有償で提供する事業者(法人、任意団体及び個人事業主)とする。ただし次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる事業者とする。

(1) 訪問によるサービス提供を行う事業者

本市等の区域内に事業所を有し、かつ、登録又は雇用した教師等を派遣する形態の事業者とする。

(2) 通信教育によるサービス提供を行う事業者

日本国内に事業所を有し、かつ、法人の事業者とする。ただし、サービス提供に際して、インターネット接続を用い、かつ、利用生徒が所持する塾代助成カードの確認が行える事業者とする。

2 生徒、第 4 条各号に該当する者及びそれらに準ずると市長が認める者が、塾代助成カードの利用を希望する事業者の場合においては、前項中「本市及び別表に定める市町村区域内」とあるのは、「日本国内」と読み替えるものとする。

(学校外教育サービスの分野)

第 15 条 本事業の対象となる学校外教育サービスは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 集団又は個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム。

(2) 文化活動又はスポーツ活動の練習、稽古等の指導を行うプログラムで、小学校・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると市長が認めるもの。

(参画事業者の登録)

第 16 条 参画事業者として登録を受けようとする者は、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録申請書」(第 13 号様式) に市長が必要と認める書類を添えて、運営事業者を通じて市長に提出しなければならない。

2 市長は参画事業者として登録を受けようとする者から前項の申請があったときは、その内容を審査して受理又は不受理を決定し、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録 (受理・不受理) 決定通知書」(第 14 号様式) により通知するものとし、申請の受理を決定した者を塾代助成カードを利用できる参画事業者として登録するものとする。

(参画事業者の遵守事項)

第 17 条 参画事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本事業の趣旨を理解し、良質な学校外教育サービスを提供するとともに、当該サービス提供に際しての利用生徒の安全を確保すること。
- (2) 利用生徒及びその保護者の個人情報の保護について、万全を期すこと。
- (3) 出席及び指導状況を記録し、市長が求めた場合にはその記録を開示し、提供すること。
- (4) 偽りその他の行為によって不正に第 23 条の規定による請求を行わないこと。
- (5) 当該利用生徒以外の学校外教育サービスにかかる塾代助成カードの利用や、偽造された塾代助成カードを発見した場合は、速やかに大阪市若しくは運営事業者に通報すること。
- (6) 本事業の効果測定のために、市長が運営事業者に委託して実施する調査に協力すること。

(調査等)

第 18 条 市長は、参画事業者の提供する学校外教育サービス内容に関して、必要があると認めるときは、当該参画事業者に説明を求め、又は実態を調査することができる。

(参画事業者登録の取消し)

第 19 条 市長は、参画事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 16 条第 2 項の参画事業者登録を取消することができる。

- (1) 第 14 条の規定による参画事業者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第 15 条の規定による学校外教育サービスが提供されていないことが確認されたとき。
- (3) 第 17 条の規定による参画事業者の遵守事項に違反したとき。
- (4) 前条の規定による調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

- (5) 不正の手段により第 16 条第 2 項の参画事業者登録を受けたことが明らかになったとき。
 - (6) 参画事業者として、この要綱に定める本市に提出すべき書類を提出しないとき。
 - (7) その他、参画事業者に公序良俗に反する行為があったとき。
- 2 参画事業者登録の取消しは、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録取消通知書」(第 15 号様式)により行うものとする。

(参画事業者登録事項の変更の届出)

第 20 条 参画事業者は、第 16 条で申請した事項を変更するときは、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録申請内容変更届」(第 16 号様式)により、事前にその旨を運営事業者を通じて市長に届け出ること。

(参画事業者登録の抹消の届出)

第 21 条 参画事業者は、参画事業者としての登録の抹消を希望するときは、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録抹消届」(第 17 号様式)により、その旨を運営事業者を通じて市長に届け出ること。

(参画事業者登録の抹消)

第 22 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 16 条第 2 項の参画事業者登録を抹消するものとする。

- (1) 前条に規定する抹消届の提出があったとき。
- (2) 第 19 条に規定する登録の取消しを行ったとき。

(塾代助成カード利用にかかる請求)

第 23 条 参画事業者は、提供する学校外教育サービスの対価の全部又は一部として塾代助成カードを利用する額(以下「カード利用額」という。)を、学校外教育サービスを提供する月(以下「サービス提供月」という。)の前月の 16 日から翌月の 15 日(4 月については、1 日から翌月の 15 日)までに、運営事業者が管理する塾代助成システム(以下「システム」という。)に、登録を行うものとする。

2 参画事業者は、サービス提供月の翌月の 1 日から 15 日までに、システムに登録したカード利用額と実際に提供した学校外教育サービスの内容を照合のうえ、システムにより請求処理を行うものとする。

3 運営事業者は、第 12 条に規定する不正利用が行われていないことを確認し、利用生徒氏名、塾代助成カードを利用した参画事業者名、塾代助成カード利用年月、カード利用額を記載した利用明細書を塾代助成カードの交付を受けた者へ送付する。

4 運営事業者は、前項の確認状況及び請求金額を市長へ報告する。

5 市長は、第2項により請求を受けた金額が適正であると認められる場合は、請求を受けた日の属する月の翌月25日までに参画事業者に対して支払いを行う。

(支払額の返還)

第24条 市長は、参画事業者が偽りその他不正の行為によって前条の支払いを受けた場合は、その支払額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、こども青少年局長が定める。

別表(第14条関係)

大阪府	堺市、豊中市、吹田市、守口市、八尾市、松原市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市
兵庫県	尼崎市